

大阪市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A（No.1）

報酬関係

NO	質問	回答
1	今般、新たに実施する選択型通所サービスについても報酬請求は国保連合会を通じた請求・支払いになるということだが、従来の通所介護と同様にレセプト請求ソフトが必要となるのか。	お見込みのとおり
2	月額報酬で設定されている介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスについては、日割り計算が適用されるということだが、入院等で一時的にサービス利用を中断されていた方が、途中で退院されサービス利用を再開された場合、日割り計算を適用することとなるのか。	医療機関への入院に伴い途中でサービス利用が中断した場合又は、医療機関からの退院に伴い途中でサービス利用を再開した場合は、日割り計算は行いません。 ただし、利用者負担を考慮して日割りで請求することも差し支えありません。 なお、医療機関への入院に伴い、サービス利用契約を解約した場合は、契約解除日を起算日として日割り請求を行うこととなります。
3	要支援2の方で、ケアプラン上は週2回程度のサービス利用を位置づけていたが、体調不良等の利用者の都合により週1回程度の利用となった場合、週1回程度の報酬単価で請求するのか、それとも計画どおり週2回程度の報酬単価で請求するのか。	ケアプランどおり週2回程度利用の報酬を算定することが可能ですが、利用者負担を考慮してケアプラン等を変更し、実態に合わせて週1回程度利用の報酬を算定することが望ましいと考えます。
4	月額包括報酬に係る日割り計算の取り扱いについて、契約日を起算日として日割りを行うのか、それとも、初回サービス提供日を起算日とするのか。	総合事業の月額包括単価を導入するサービスにおける日割り請求については、途中でサービスを開始した場合は契約日、途中でサービスを終了した場合は契約解除日を起算日として日割り計算を行うこととされています。 ※「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成27年3月31日厚生労働省事務連絡）I資料9「月額報酬の日割り請求に係る適用について」参照
5	生活援助型訪問サービスについて、研修修了者ではなく、従来の訪問介護員がサービス提供した場合、報酬に関して加算や減算の取り扱いはあるのか。	生活援助型訪問サービスについては、本市が実施する研修修了者や旧ヘルパー3級課程修了者がサービス提供することを想定していますが、従来の訪問介護員等についてもサービス提供することを可能としております。 報酬単価については、研修修了者がサービス提供する場合であっても、訪問介護員がサービス提供する場合であっても同単価としており、特別な加算や減算の設定は行っておりません。
6	通所介護と介護予防型通所サービス、短時間型サービスを同一所在地で一体的に提供する事業所において、定員超過の減算はどのように取り扱うこととなるのか。	定員超過利用に該当する場合は、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について減算が適用されます。
7	通所介護の「サービス提供体制強化加算」の計算方法として、以下を算出する際、通所介護、介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスの合計職員で算出してよいか。 ① 介護福祉士が50%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が40%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	従来から通所介護と介護予防通所介護を同一所在地で一体的にサービス提供する場合、サービス提供体制強化加算の算定に係る職員の割合の算出にあたっては、通所介護と介護予防通所介護をあわせて職員割合を算出しているところです。 本市が介護予防・生活支援サービス事業として実施する、介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスについては、職員配置基準、設備基準、運営基準の全てについて従来の介護予防通所介護と同等としているため、通所介護と介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスを同一所在地で一体的にサービス提供する場合のサービス提供体制強化加算の算定に係る職員の割合の算出についても、従前と同様に通所介護と介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスをあわせて職員割合を算出するものと考えています。
8	総合事業の実施にあたり月額報酬のサービスについて、日割り計算が導入されたが、途中でサービス事業所を変更した場合の取り扱いはどのようになるのか。	国から示されている「月額報酬の日割り請求に係る適用について」にあるとおり、サービス事業所を変更する場合、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の場合と同様に、契約日又は契約解除日を起算日としてそれぞれのサービス事業所で日割り請求することとなります。 ただし、利用者が途中で他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額報酬の算定が可能です。

NO	質問	回答
9	介護予防型通所サービス費、短時間型通所サービス費について、同一建物減算の対象者の場合で、月途中でサービス終了となった場合、サービス費は日割り、同一建物減算は月額で適用されるという理解でよいか。	お見込みのとおり